

I 自己資本の充実の状況(単体)

1 自己資本の状況

◆ 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和2年3月末における自己資本比率は17.44%となりました。

この比率は、国内金融機関が遵守すべき最低基準である4%を大幅に上回っており、健全性を維持する水準を確保しています。

◆ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金、永久劣後特約付借入金により調達しています。

当会は、規制対応および事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の評価を行っています。

具体的には、「規制資本管理規程」、「自己資本比率算出規程」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、信用リスク・アセット額については標準的手法および信用リスク削減手法、オペレーショナル・リスク相当額については基礎的手法を採用して、自己資本比率を算出しています。

また、経営の健全性や安全性を維持するためには、統合的リスク管理に取り組んでおり、市場関連リスクおよび信用リスク等を計量化し、自己資本額と対比することで、経営上許容できる範囲にあるかどうかのモニタリングを実施しています。

普通出資金

項目	内容
発行主体	愛知県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	544億円(前年度544億円)

後配出資金

項目	内容
発行主体	愛知県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,660億円(前年度1,550億円)

永久劣後特約付借入金

項目	内容
発行主体	愛知県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	永久劣後特約付借入金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	440億円(前年度550億円)
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり(※)

※ 劣後事由（破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による倒産手続きの場合）が発生・継続している場合を除き、監督当局の事前承認を得られた場合には、前営業日までに事前通知することにより、利息支払日に償還可能

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項目	平成30年度	令和元年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	357,538	371,487
うち、出資金及び資本準備金の額	209,402	220,402
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	154,797	157,391
うち、外部流出予定額(△)	6,661	6,306
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	14,099	14,548
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	14,099	14,548
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	55,000	44,000
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	426,638	430,036
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。)の額の合計額	301	345
うち、のれんに係るものとの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	301	345
繰延税金資産(一時差異に係るものと除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—

I 自己資本の充実の状況(単体)

(単位：百万円、%)

項目	平成30年度	令和元年度
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連す るものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連す るものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（口）	301	345
自己資本		
自己資本の額((イ)ー(口)) (ハ)	426,336	429,691
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	2,366,603	2,433,927
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額 の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポート	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーションル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除 して得た額	30,735	29,332
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーションル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	2,397,339	2,463,260
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	17.78	17.44

注1 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。

なお、当会は国内基準を採用しています。

2 当会は、信用リスク・アセット額の算出に当たっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペ

レーションル・リスク相当額の算出に当たっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーションル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・
償却・経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

<信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳>

(単位：百万円)

区分	平成30年度			令和元年度		
	エクspoージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクspoージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	3,836	—	—	6,637	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,969,876	—	—	1,782,971	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	191,086	—	—	185,453	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	2,791	279	11	2,793	279	11
我が国の政府関係機関向け	83,951	8,395	335	76,297	7,629	305
地方公社向け	13,909	1,555	62	16,584	2,093	83
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,467,780	883,280	35,331	4,656,884	913,382	36,535
法人等向け	379,676	243,571	9,742	364,941	223,023	8,920
中小企業等向け及び個人向け	491	339	13	351	237	9
抵当権付住宅ローン	298	104	4	311	108	4
不動産取得等事業向け	1,809	1,609	64	1,553	1,353	54
三月以上延滞等	1,136	92	3	19	—	—
取立て未済手形	66	13	0	29	5	0
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
出資等	3,454	3,454	138	3,454	3,454	138
(うち出資等のエクspoージャー)	3,454	3,454	138	3,454	3,454	138
(うち重要な出資のエクspoージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	405,832	1,005,660	40,226	406,115	1,002,534	40,101
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー)	2,207	5,518	220	—	—	—
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクspoージャー)	396,305	990,762	39,630	396,297	990,744	39,629
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー)	1,386	3,466	138	1,333	3,333	133
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクspoージャー)	5,933	5,913	236	8,484	8,456	338

I 自己資本の充実の状況(単体)

(単位：百万円)

区分	平成30年度			令和元年度		
	エクスポートの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポートの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
信用リスク・アセット						
証券化	22,295	4,432	177	16,875	3,345	133
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC要件適用分)	22,295	4,432	177	16,875	3,345	133
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算 が適用されるエクスポート	901,285	213,404	8,536	1,117,727	276,172	11,046
(うちルックスルーフ方式)	901,285	213,404	8,536	1,117,727	276,172	11,046
(うちマンデート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセット の額に算入されるものの額			—			—
他の金融機関等の対象資本調達手段 に係るエクスポートに係る経過 措置によりリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額(△)			—			—
標準的手法を適用するエクスポート別計	8,449,578	2,366,194	94,647	8,639,001	2,433,620	97,344
CVAリスク相当額 ÷ 8 %		409	16		306	12
中央清算機関関連エクスポート	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	8,449,578	2,366,603	94,664	8,639,001	2,433,927	97,357
オペレーション・リスクに対する 所要自己資本額(基礎的手法)	オペレーション・リスク相当 額を8%で除して得た額 a	所要自己 資本額 $b=a \times 4\%$	オペレーション・リスク相当 額を8%で除して得た額 a	所要自己 資本額 $b=a \times 4\%$		
	30,735	1,229		29,332		1,173
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己 資本額 $b=a \times 4\%$	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己 資本額 $b=a \times 4\%$		
	2,397,339	95,893		2,463,260		98,530

注1 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートの種類ごとに記載しています。

2 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む。）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポートおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。

4 「出資等」とは、出資等エクスポート、重要な出資のエクスポートが該当します。

5 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2つ以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引きのことです。

6 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもののが該当します。

7 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

8 オペレーション・リスク相当額の算出に当たり、当会では基礎的手法を採用しています。

<オペレーション・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

(粗利益(正の値の場合に限る) × 15%) の直近3年間の合計額

_____ ÷ 8 %

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

2 信用リスクに関する事項

◆ リスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク」とは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む。）の価値が減少または消失し、損失を被るリスクのことです。

当会では、以下の内容により信用リスクを把握し、管理しています。

※ 信用リスクの把握

信用リスクの把握については、与信先に対する資産自己査定、ポートフォリオの状況および与信先の格付などにより行います。

※ 信用リスクの管理方法

信用リスクの管理方法については、次のとおりです。

① 資産自己査定

資産自己査定は、当会の保有する全ての資産を個別に検討し、その回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類するものであり、信用リスクにかかるポートフォリオの分析により回収不能・価値毀損の可能性を認識し、適切な償却・引当を実施することにより財務の健全性維持・確保を図ります。

② ポートフォリオ管理

ポートフォリオの状況（特定の業種等に対する与信集中の状況など）を適切に管理することにより、リスク集中の有無を確認し、その状況を資金運用リスク管理委員会に報告し、改善等を講じます。

③ 与信限度額の設定

貸出金のみならず信用リスクを有する資産（市場取引にかかる信用リスクを含む。）について統合的に管理し、特定の与信先への過度なリスク集中を回避するために、信用格付等に応じて与信限度額を設定し、その状況を資金運用リスク管理委員会に報告しています。

④ 不良債権の管理

定款に規定する不良債権は、管理・回収を担当する部門が、取組方針を明確化するとともに、その与信先の経営状況等を把握し、適切な管理または整理・回収を行います。

⑤ 信用リスク情報の理事会等への報告

資金運用リスク管理委員会が重要と認めた信用リスク情報は、統合リスク・財務統括委員会および理事会に報告し、理事会が経営判断に必要と認めた信用リスク情報は、経営管理委員会に報告します。

また、ポートフォリオの状況、与信限度額を設定した取引の実績については、定期的に理事会に報告しています。

※ 当会における貸倒引当金の計上

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却および引当要領」に基づき計上しています。

① 一般貸倒引当金

正常先、要注意先のうち要管理債権のある債務者（以下「要管理先」という。）および要管理先以外の要注意先の債権に対して、過去の実績率に基づき算出した将来発生が見込まれる予想損失額に相当する金額を計上しています。

なお、上記により算出された引当額が将来の貸倒リスクを反映した必要額に不足すると見込まれる場合には、当該必要額を計上しています。

② 個別貸倒引当金

破綻懸念先の債権に対して、個別債務者ごとに今後の一定期間における予想損失額を見積もり、予想損失額に相当する金額を計上しています。

実質破綻先および破綻先の債権に対して、損失が見込まれるⅢ分類および回収が不可能なⅣ分類について全額を計上しています。

I 自己資本の充実の状況(単体)

◆ 標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。

また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関

株式会社格付投資情報センター(R&I)

株式会社日本格付研究所(JCR)

ムーディーズ・インベスタートス・サービス・インク(Moody's)

S&Pグローバル・レーティング(S&P)

フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

- ② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは次のとおりです。

エクspoージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクspoージャー	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	
金融機関向けエクspoージャー		日本貿易保険
法人等向けエクspoージャー（長期）	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	
法人等向けエクspoージャー（短期）	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)および三月以上延滞エクspoージャーの期末残高

(単位：百万円)

区分	平成30年度				令和元年度				三月以上 延滞 エクspoージャー		
	信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高				三月以上 延滞 エクspoージャー						
		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ			
国内	7,492,465	536,965	2,269,533	1,158	1,136	7,460,580	563,989	2,065,721	848	19	
国外	33,531	—	33,531	—	—	43,817	10,286	33,531	—	—	
地域別 残高計	7,525,997	536,965	2,303,064	1,158	1,136	7,504,398	574,275	2,099,253	848	19	
法人	農業	2,522	2,522	—	—	2,711	2,711	—	—	—	
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製造業	67,281	56,707	8,005	—	63,380	53,006	7,805	—	—	
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	58,568	48,385	9,972	—	149	63,556	50,683	12,662	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	25,376	15,909	9,466	—	23,908	15,266	8,642	—	—	
	運輸・通信業	28,496	14,334	13,898	—	28,020	13,854	13,902	—	—	
	金融・保険業	4,945,377	153,625	119,481	1,158	924	5,111,002	189,100	110,019	848	3
	卸売・小売・飲食・ サービス業	218,989	216,723	2,102	—	220,828	220,664	—	—	7	
	日本国政府・ 地方公共団体	2,160,962	20,825	2,140,137	—	—	1,968,424	22,203	1,946,220	—	—
	上記以外	4,822	4,821	—	—	—	4,012	4,011	—	—	
	個人	3,110	3,110	—	61	2,771	2,771	—	—	7	
	その他	10,488	—	—	—	15,779	—	—	—	—	
業種別 残高計	7,525,997	536,965	2,303,064	1,158	1,136	7,504,398	574,275	2,099,253	848	19	
1年以下	4,586,848	61,824	196,542	85	—	4,973,691	118,821	356,671	52	—	
1年超3年以下	633,942	163,022	470,646	274	—	447,826	135,149	312,542	133	—	
3年超5年以下	758,362	119,088	639,067	206	—	721,589	112,215	609,164	209	—	
5年超7年以下	240,548	43,555	196,615	377	—	96,954	42,876	53,641	436	—	
7年超10年以下	61,231	28,488	32,528	214	—	71,481	21,763	49,700	17	—	
10年超	879,148	111,484	767,664	—	—	825,188	107,655	717,532	—	—	
期限の定めのないもの	365,913	9,501	—	—	—	367,667	35,791	—	—	—	
残存期間別 残高計	7,525,997	536,965	2,303,064	1,158	—	7,504,398	574,275	2,099,253	848	—	

注1 信用リスクに関するエクspoージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに該当するもの、証券化エクspoージャーに該当するものを除く。）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクspoージャーを含んでいます。
なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

3 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

4 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクspoージャーをいいます。

I 自己資本の充実の状況(単体)

(2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

ア 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区分	平成30年度				令和元年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,551	1,474	—	1,551	1,474	1,474	1,924	—	1,474	1,924
個別貸倒引当金	1,385	1,479	—	1,385	1,479	1,479	568	1,063	416	568

イ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	平成30年度					令和元年度				
	個別貸倒引当金				貸出金 償却	個別貸倒引当金				貸出金 償却
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額	期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額	期末 残高	
国内	1,385	1,479	—	1,385	1,479	1,479	568	1,063	416	568
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別計	1,385	1,479	—	1,385	1,479	1,479	568	1,063	416	568
法人	農業	13	18	—	13	18	—	18	44	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	59	—	—	59	—	59	191	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	149	—	—	149	—	149	—	145
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	21	20	—	21	20	—	20	18	—
	金融・保険業	932	927	—	932	927	—	927	4	917
	卸売・小売・飲食・サービス業	218	98	—	218	98	—	98	88	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		200	206	—	200	206	—	206	220	—
業種別計		1,385	1,479	—	1,385	1,479	—	1,479	568	1,063
注 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。										

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

区分	平成30年度			令和元年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	2,229,155	2,229,155	—	2,077,186
	2%	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—
	10%	—	86,742	86,742	—	79,090
	20%	28,368	4,424,247	4,452,615	48,281	4,577,410
	35%	—	298	298	—	311
	50%	212,833	1,074	213,908	193,939	19
	75%	—	475	475	—	333
	100%	51,972	90,868	142,841	51,918	78,276
	150%	—	61	61	—	—
	200%	—	—	—	—	—
	250%	—	399,898	399,898	—	397,631
	その他	—	—	—	—	—
	1250%	—	—	—	—	—
合 計		293,174	7,232,822	7,525,997	294,139	7,210,258
						7,504,398

注1 信用リスクに関するエクスボージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャーに該当するもの、証券化エクスボージャーに該当するものを除く。）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2 「格付あり」にはエクスボージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスボージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないもの記載しています。

なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスボージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスボージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスボージャーがあります。

3 信用リスク削減手法に関する事項

◆ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

※信用リスク削減手法

～自己資本比率算出における取扱い～

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスボージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスボージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保付取引」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスボージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいい

ます。

適格金融資産担保付取引については、信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国的地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスボージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかるわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を

I 自己資本の充実の状況(単体)

有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていることの条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金

の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポートジャーラー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

<信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャーラーの額>

(単位：百万円)

区分	平成30年度			令和元年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	6,130	—	—	6,118	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	24,000	—	—
法人等向け	—	784	—	—	652	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	10	—	—	8	—	—
合計	10	6,915	—	24,008	6,771	—

注1 「エクスポートジャーラー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む。）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポートジャーラーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートジャーラーのことです。

3 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2つ以上のエクスポートジャーラーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

◆ 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

当会では、派生商品取引を管理する方針は定めておらず、主に利用限度枠による管理を行っています。

なお、派生商品取引のうち、スワップについては、ヘッジ目的として行っています。

また、「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引であり、当会では、該当する取引は行っていません。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

区分	平成30年度		令和元年度		
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポートージャー方式		カレント・エクスポートージャー方式		
平成30年度					
区分	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保		信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
現金・自会貯金	債券	その他			
(1)外国為替関連取引	—	—	—	—	—
(2)金利関連取引	770	1,173	—	—	1,173
(3)金関連取引	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	—	—	—	—
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	42	192	—	—	192
派生商品合計	812	1,365	—	—	1,365
長期決済期間取引	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)					—
合計	812	1,365	—	—	1,365
令和元年度					
区分	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保		信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
現金・自会貯金	債券	その他			
(1)外国為替関連取引	—	—	—	—	—
(2)金利関連取引	532	853	—	—	853
(3)金関連取引	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	—	—	—	—
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	20	170	—	—	170
派生商品合計	552	1,023	—	—	1,023
長期決済期間取引	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)					—
合計	552	1,023	—	—	1,023

注1 「カレント・エクスポートージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし、0を下回らない。）をいいます。

2 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

3 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいい、オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

I 自己資本の充実の状況(単体)

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

区分	平成30年度		令和元年度	
	プロテクションの購入	プロテクションの提供	プロテクションの購入	プロテクションの提供
想定元本額	—	3,000	—	3,000
種類1	—	3,000	—	3,000
種類2	—	—	—	—
種類3	—	—	—	—

注1 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

2 「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。

3 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいい、オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

5 証券化工クスポートージャーに関する事項

◆ リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化工クスポートージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2つ以上のエクスポートージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポートージャーのことです。「再証券化工クスポートージャー」とは、原資産の一部または全部が証券化工クスポートージャーである取引にかかるエクスポートージャーのことです。

当会における証券化工クスポートージャーを取得、管理する方針、リスク特性等の概要は以下のとおりです。

※ リスク管理態勢

証券化工クスポートージャーについては、次によりリスクを認識したうえで評価・計測し、報告を行っています。

なお、当会においては、再証券化工クスポートージャーを取得しないこととしています。

① 事前審査の実施

証券化工クスポートージャーの取得に当たっては、事前審査を通じて商品構造、裏付資産および信用補完の状況等や外部格付などの妥当性を確認しています。

② 利用限度枠の設定・モニタリング

特定商品への過度なリスク集中を回避するため、証券化工クスポートージャーの取扱総額および一取引当たりの利用限度枠を理事会で設定し、その遵守状況を理事会等に報告しています。

③ ポートフォリオの管理

証券化工クスポートージャーの信用リスクおよび市場リスク等のリスク集中の有無を確認し、その状況を資金運用リスク管理委員会に報告しています。

④ 裏付資産等のモニタリング

全投資案件について裏付資産等のモニタリングを行い、その結果を資金運用リスク管理委員会へ報告しています。

※ 証券化取引についての方針

当会は、リスク分散および運用手段の多様化・高度化の一環として証券化工クスポートージャーへの投資を行っており、主たる取得対象商品を明確にしたうえで、商品構造、裏付資産および信用補完の状況等や外部格付などの妥当性を確認し、投資を行っています。また、当会がオリジネーターとなる証券化取引は行っていません。

◆ 体制の整備およびその運用状況の概要

当会では、実効性の高い相互けん制機能を確保するため、証券化取引については、運用部門が第一次審査を実施し、当該運用部門から独立して設

置した管理部門が第二次審査を実施する二審制を確立しています。また、当該管理部門は、利用限度枠の設定に当たっても、運用部門から申請のあった利用限度枠の妥当性を検証し、資金運用リスク管理委員会および統合リスク・財務統括委員会で協議し、理事会の承認を得て設定しています。なお、当該管理部門においては、その遵守状況を定期的にモニタリングし、理事会等に報告して

います。

◆ 信用リスク・アセットの額の算出方法の名称

証券化エクスポートにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

◆ 証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスタートス・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

◆ 内部評価方式の概要

当会は、内部格付手法を採用していないため、該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する事項

ア 保有する証券化エクスポートの額

(単位：百万円)

区分	平成30年度		令和元年度		
	証券化 エクスポート	再証券化 エクスポート	証券化 エクスポート	再証券化 エクスポート	
オン バランス	クレジットカード与信	4,093	—	1,283	—
	住宅ローン	5,485	—	7,685	—
	自動車ローン	12,716	—	7,906	—
	その他	—	—	—	—
	合計	22,295	—	16,875	—
オフ バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—

注 証券化エクスポートは、再証券化エクスポートを除いて記載し、証券化エクスポートと再証券化エクスポートを区分して記載しています。

I 自己資本の充実の状況(単体)

イ リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

平成30年度

(単位：百万円)

区分	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	22,295	177	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合計	22,295	177	合計	—	—
オフ バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	—	—	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合計	—	—	合計	—	—

令和元年度

(単位：百万円)

区分	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	16,875	133	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合計	16,875	133	合計	—	—
オフ バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	—	—	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合計	—	—	合計	—	—

注 証券化エクスポージャーは、再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区分して記載しています。

ウ 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額
該当する取引はありません。

エ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

6 オペレーション・リスクに関する事項

◆ リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーション・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外的な事象により損失を被るリスクのことです。

当会では、オペレーション・リスクの発生を抑制することを目的に、以下の内容によりオペレーション・リスクを把握し、管理しています。

※ オペレーション・リスクの把握

オペレーション・リスクの把握については、顕在化事象の報告、潜在的なリスクを特定・評価するコントロール・セルフ・アセスメントなどにより行っています。

※ オペレーション・リスクの管理方法

オペレーション・リスクの管理方法については、オペレーション・リスクを、事務リスク、システムリスク、その他のオペレーション・リスク（法務リスク、人的リスクおよび有形資産リスク）に区分し、以下の内容により管理しています。

① 事務リスク管理

「事務リスク」とは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクのことです。

当会では、事務リスクの発生を抑制するため、部門・グループ・担当の分離・独立などによる相互けん制機能の確保、規程・手続および権限の厳正化、事務処理における正確性の確保などにより、適切な管理を行っています。

② システムリスク管理

「システムリスク」とは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、およびコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクのことです。

当会では、「セキュリティポリシー」に定める情報システムに関するリスクの発生を抑制するため、システム開発・運用管理、不正アクセス等のセキュリティ対策、コンティンジェンシープランの確立などにより、適切な管理を行っています。

③ その他のオペレーション・リスク管理

事務リスク、システムリスク以外の法務リスク、人的リスク、有形資産リスクについては、各種規程等に基づき適切な管理を行っています。

◆ オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーション・リスク相当額の算出に当たり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーション・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出します。

I 自己資本の充実の状況(単体)

7 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◆ 出資その他これに類するエクスポージャーの概要

「出資等その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会では、出資その他これに類するエクスポージャーに関して、特定先または特定銘柄に集中しないよう管理しています。

(1) 出資その他これに類するエクspoージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

区分	平成30年度		令和元年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	15,149	15,149	14,261	14,261
非 上 場	312,983	312,983	312,983	312,983
合 計	328,132	328,132	327,245	327,245

注 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクspoージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成30年度			令和元年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

平成30年度		令和元年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
12,212	—	11,324	—

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する評価損益はありません。

8 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

区分	平成30年度	令和元年度
ルックスルーウェイトを適用するエクスポージャー	901,285	1,117,727
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー	—	—

9 金利リスクに関する事項

◆ リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金利変動に伴い被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益の減少または損失を被るリスクのことです。

当会では、以下の内容により金利リスクを把握し、管理しています。

※ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）を重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。

※ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、資金運用リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理やシミュレーション分析などの適切なリスク管理を行い、リスクの抑制に努めています。

※ ヘッジ等の金利リスクの削減手法に関する説明

当会は、金利スワップのヘッジ手段を活用し、金利リスクの抑制に努めています。

※ 金利リスク計測の頻度

月末を基準日として、四半期毎にIRRBBを計測しています。

◆ 金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（△EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与

えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

※ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

※ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

※ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

※ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

※ 複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正值を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

※ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

I 自己資本の充実の状況(単体)

※ 内部モデルの使用等、△EVE および△NII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

※ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

△EVE の前事業年度末からの変動要因は、債券の残存期間の短期化によるものです。

※ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク		イ	ロ	ハ	ニ
項目番号		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	193,823	205,730	14,034	
2	下方パラレルシフト	—	—	223	
3	スティープ化	164,868	161,841		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	193,823	205,730	14,034	
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		429,691		426,336	

注 △NII は令和2年3月末基準から開示するため、当期末分のみ記載しています。